

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
宝塚市	宝塚市	平成 28 年度～令和 4 年度	平成 28 年度～令和 4 年度

1 目標の達成状況  
(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (平成27年度)	目標 (割合※1) (令和 5年度) A	実績 (割合※1) (令和 5年度) B	実績/目 標※2	
排出量	事業系 総排出量	24,183t	23,067t (-4.6%)	23,544 t (-2.6%)	102.1%
	1 事業所当たりの排出量	2,686kg	2,504kg (-6.8%)	2,824 kg ( 5.1%)	112.8%
	生活系 総排出量	48,525t	49,231t (+1.5%)	43,238 t (-10.9%)	87.8%
	1 人当たりの排出量	174kg/人	167kg/人 (-4.0%)	154kg/人 (-11.3%)	92.4%
	合 計 事業系生活系総排出量合計	72,708t	72,298t (-0.6%)	66,782 t (-8.2%)	92.4%
再生利用量	直接資源化量	6,597t (9.1%)	8,470t (11.7%)	6,541 t ( 9.8%)	26.9%
	総資源化量	25,120t (31.3%)	26,782t (33.6%)	21,789 t (30.6%)	-30.4%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	7,873MWh	7,873MWh	7,531 MWh	-
最終処分量	埋立最終処分量	8,092t (11.1%)	7,787t (10.8%)	7,812t (11.7%)	-200.0%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成27年度)	目 標 (令和 5年度) A	実 績 (令和 5年度) B	実績/目 標※3	
総人口	233,776 人	232,000 人	228,308 人	—	
公共下水道	汚水衛生処理人口	228,312 人	228,662 人	224,790 人	98.3%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	97.7%	98.6%	98.5%	88.9%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口				%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%	%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	2,719 人	2,790 人	2,085 人	74.7%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.2%	1.2%	0.9%	75.0%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	2,745 人	548 人	1,433 人	261.5%

※3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	(1) ア	資源ごみの分別収集	宝塚市	<p>分別収集された資源ごみのうち、かん・びん、ペットボトルについては、市の処理施設にて選別・資源化を行っている。また、地場産業である園芸関係を含め、植木ごみについてはチップ化し堆肥等に資源化している。</p> <p>今後も継続して、分別収集に関するPR・広報を強化し、ごみの出し方のパンフレットを配布するなど分別の徹底に努める。</p>	H28～R4	<p>かん・びん、ペットボトルについては、引き続き市の処理施設において、選別・資源化を行っている。</p> <p>植木ごみについては、緑のリサイクルセンターにおいてチップ化し、資源化している。</p> <p>また、分別収集のPRとしてごみの出し方パンフレットを平成30年度に更新し、市内全戸へ配布し、ごみの分別・減量化について啓発の強化を図った。</p>
	イ	資源ごみの直接資源化	宝塚市	<p>資源ごみのうち、紙・布、プラスチック、及び小型家電は民間事業者による直接資源化を今後も継続して行っていく。</p> <p>(ア) 紙・布 (生活系) 平成25年度に市内3分の1世帯を対象として古紙回収業者が直接回収し資源化を行った。平成30年度には市内5分の4世帯まで拡大した。今後、残りの5分の1世帯についても同方式を拡大するよう検討を進める。</p> <p>(イ) プラスチック 市のストックヤードに一時貯留した後、平成19年度から民間事業者に再資源化を委託している。</p> <p>(ウ) 小型家電</p>	H28～R4	<p>紙・布については、古紙回収業者による直接回収を行っており、令和5年度からは、収集地域を市内全域へと拡大した。</p> <p>プラスチックについては、引き続き民間事業者での再資源化を行っている。</p> <p>小型家電についても、引き続き拠点ボックスによる回収及び粗大ごみ等からピックアップ回収を実施している。</p>

				平成26年度より拠点ボックスから直接回収するとともに、粗大ごみ等からピックアップ回収し、民間事業者による資源化を実施している。		
	ウ	生活系可燃ごみ等の有料化		生活系粗大ごみを有料収集している。 事業系ごみは従量制で処理手数料を徴収している。 今後は、有償指定ごみ袋制度について検討するとともに事業系ごみの処理手数料の見直しにより排出抑制を図る。	H28～R4	生活系粗大ごみは有料収集を継続している。 事業系ごみについては、令和5年度に審議会を開催し、処理手数料の見直しについての答申を受けた。また、当該答申のなかで、事業系ごみの有償指定ごみ袋について、減量効果が大きい一方で、課題もあることから、調査研究するよう言及されており、導入については、調査研究のうえ検討する。 生活系ごみの有償指定ごみ袋については、令和2年度から減少傾向にあり、宝塚市一般廃棄物処理基本計画内で目標として定めている「市民1人1日あたりのごみ量（令和9年度）」を達成していることから、ごみの排出状況や近隣市の状況を鑑み、慎重に検討する。
	エ	集団回収活動への支援		市民団体の再生資源集団回収への奨励金を交付している。 平成26年度は、355団体に交付し、その回収量は8,085tである。 今後も継続するとともに参加団体の拡充に努める。	H28～R4	令和5年度は、328団体に交付し、回収量は4,371tであった。（団体数は348。）
	オ	ガラス残渣リサイクル		平成27年度からかん・びんの手選別ラインで選別できず焼却処理していたガラス残渣を民間事業者により資源化を	H28～R4	平成27年度から、かん・びんの選別残渣について処理委託を行い、また平成30年度からは、ガラスの選別及び選別残渣

				図り、焼却量の減量化を図る。		のリサイクルを一括して委託することとし、令和5年度には、794 tの資源化を行った。
	カ	植木ごみのリサイクル		平成11年4月から市内で発生した植木ごみを緑のリサイクルセンターにおいて、チップ化により堆肥等にリサイクルを行い、焼却量の減量化を図る。	H28～R4	市広報誌等での啓発活動を行い、令和5年度には8,574 tの資源化を行った。
	キ	粗大ごみのリユース		福祉事業の一環として粗大ごみの中から家具、自転車等少し手を加え再利用できるものを希望者に販売している。今後も継続して、品目等を厳選し、定期的な販売事業となるよう充実を図る。	R5	令和5年度に、民間事業者2社と粗大ごみのリユースについて協定を結び、粗大ごみの処理を申し込む前に、民間事業者のプラットフォーム利用し、リユースの環境を整備した。
	ク	廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）制度		ごみゼロ推進員約510名（平成26年度）が、地域でのごみの減量化、分別の徹底による資源化等の活動に取り組んでいる。今後も継続・拡充することにより減量化・資源化の徹底を図る。	H28～R4	令和5年度は547名の委員に分別・資源等の活動に取り組んだ。
	ケ	事業系ごみの減量・再資源化		事業系ごみの減量化、分別の徹底による資源化等に関するリーフレットを作成し、事業所での減量化・再資源化努力の促進に活用している。今後も継続して、事業者自らの再生利用の拡大を促す等により事業系ごみの排出抑制を図っていく。また、レジ袋について、事業者、消費者団体等と協力をして削減を推進していく。	H28～R4	事業系ごみに関するリーフレットを作成し、一般廃棄物収集運搬許可業者を通じて、市内の事業者へごみの分別・減量化について啓発を行った。
	コ	「スリム・リサイク		資源物の回収促進、再生品の	H28～R4	令和5年度現在、宣言店は32

		ル宣言の店」制度		販売に取り組んでいる店舗等を「スリム・リサイクル宣言の店」として指定している。平成26年度現在、宣言店は42店舗となっている。		店舗となっている。
	サ	市役所等における減量・再資源化		市庁舎等での新聞・段ボール等の古紙、廃棄文書の回収・資源化を行っている。また、使い捨て弁当容器の販売業者回収によるごみの減量化に努めている。今後も継続して、ごみの減量化、分別の更なる徹底を図る。	H28～R4	市庁舎等の新聞・段ボール等の古紙、廃棄文書については、引き続き資源化を行っており、使い捨て弁当容器についても販売業者による回収を行っている。
	シ	生活排水対策		家庭等から排水される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。 ・広報活動の実施 ・廃油ポット、三角コーナネット等の排出抑制用品の普及 ・無リン洗剤、石鹼の使用	H28～R4	家庭からの汚濁負荷量削減のため、以下のとおり合併処理浄化槽を設置した。 平成28年度 3基(5人槽2基6～7人槽1基) 平成29年度 2基(5人槽2基) 平成30年度 5基(5人槽3基6～7人槽2基) 令和元年度 3基(5人槽3基) 令和2年度 1基(6～7人槽1基) 令和3年度 1基(5人槽1基) 令和4年度 2基(5人槽1基6～7人槽1基)
処理体制の構築、変更に関するもの	(2)ア	生活系ごみの処理体制の現状と今後	宝塚市	本市では細分別収集を実施しており、平成7年10月に4分別から8分別とし、平成11年度からペットボトルの分別収集を追加して9分別とし、平成19年4月からプラスチック類の分別収集を実施し、現在10分別となっている。さらに植木の葉刈りごみの資源化を、平成11年度か	H28～R4	現在も10分別の細分別収集を実施している。植木の葉刈りごみについても、継続して資源化を行っている。粗大ごみの有料化や、不燃粗大ごみ・小型不燃ごみからの有価物の回収・資源化を継続している。ごみ焼却余熱については、余剰電力の売電を継続している。

				ら実施している。 粗大ごみについては、平成13年度に有料化を導入した。市の処理施設では、不燃粗大ごみや小型不燃ごみから有価物の回収・資源化に努めるとともに、ごみ焼却余熱を利用した発電（余剰電力の売電）及び温水利用を行っている。		
	イ	事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後		生活系ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行う。また、事業系一般廃棄物の資源化・リサイクルの促進及び減量を図る。	H28～R4	生活系ごみの分別区分に準じ、収集、処理している。事業系一般廃棄物については、令和5年度に審議会を開催し、処理手数料の見直しをはじめ、減量施策についても答申があり、今後調査研究を進めていく。
	ウ	生活排水処理の現状と今後		生活排水の処理については、下水道が整備されていない人口散在地域等で合併浄化槽の整備の促進を進めていく。また、し尿、浄化槽汚泥については、現在、クリーンセンターのし尿処理施設に搬入し、処理対象物内の固形物（し渣）を除去して、下水道基準に適合するように希釈し、下水道に放流している。今後、処理対象物は減少傾向にあるが、廃止することは困難であることから、同処理施設の更新等について、新ごみ処理施設整備に合わせて検討を行うものとする。	H28～R4	合併処理浄化槽設置基数については、「シ 生活排水対策」のとおり。また、し尿及び浄化槽汚泥については、減少傾向にあるものの、市北部地域については、将来的にも浄化槽方式が継続されることが明確であり、また、平成29年度に開設した宝塚北サービスエリアにおける生活排水や施設排水も浄化槽方式であることから、新ごみ処理施設整備のなかで、し尿処理施設も新設する。新しいし尿処理施設は、処理能力は13kL/24hで、エネルギー回収型廃棄物処理施設に合棟する。
	エ	今後の処理体制の要		◆ 資源ごみの分別の徹底。	H28～R4	資源ごみの分別及び燃やすご

		点		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 紙・布の直接資源化拡大。</li> <li>◆ 燃やすごみ中の資源化可能紙類の分別を促進し、燃やすごみの減量化を推進。</li> <li>◆ 合併処理浄化槽の整備を促進。</li> </ul>		<p>み中の資源化可能紙類の分別については、ごみの分別収集のPRとしてごみの出し方パンフレットを平成30年度に更新し、市内全戸へ配布し、ごみの分別・減量化収集について啓発の強化を図るとともに、事業系ごみに関するリーフレットにより、市内の事業者へごみの分別・減量化について啓発した。</p> <p>紙・布類の直接資源化については、令和5年度から、収集地域を市内全域へと拡大した。</p> <p>合併処理浄化槽設置基数については、「シ 生活排水対策」のとおり。</p>
処理施設の整備に関するもの	(3)ア	廃棄物処理施設	宝塚市	<p>現在の施設に代わる新たなごみ処理施設を以下のとおり整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 マテリアルリサイクル推進施設</li> <li>2 エネルギー回収推進施設</li> <li>3 汚泥再生処理センター</li> <li>4 マテリアルリサイクル推進施設（仮設リサイクル処理場）</li> <li>5 その他施設</li> </ol>	R4～R14	<p>現行施設に代わる新ごみ処理施設の整備について、令和4年度10月に契約を行い、令和5年度は、仮設リサイクル処理場を整備した。</p> <p>また、その他の施設についても設計に着手した。</p> <p>全体工期としては、次のとおり。</p> <p>&lt;事前工事&gt; : 令和6年3月まで</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 仮設リサイクル処理場の整備（令和5年度実施済）</li> </ol> <p>&lt;第Ⅰ期工事&gt; : 令和9年9月まで</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 既存粗大ごみ処理施設、既存し尿処理施設の解体</li> <li>③ エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備、し尿処理施設の整備</li> </ol> <p>&lt;第Ⅱ期工事&gt; : 令和13年3</p>

						月まで ④ 既存焼却施設の解体 ⑤ マテリアルリサイクル推進施設の整備 <第Ⅲ期工事> : 令和 14 年 9 月まで ⑥ 管理棟・収集車車庫棟、その他施設の整備、既存管理棟の解体
	イ	合併浄化槽の整備	宝塚市	合併処理浄化槽の整備については、整備計画基数を 20 基整備、人口を 50 人とする	H28～R4	合併処理浄化槽設置基数については、「シ 生活排水対策」のとおり。
施設整備に係る計画支援に関するもの	(4)	施設整備に関する計画支援事業	宝塚市	(3)の施設整備に先立ち、以下のとおり計画支援事業を行う。 ・マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る基本設計業務  ・エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る基本設計業務  ・新ごみ処理施設整備〔マテリアルリサイクル推進施設整備事業及びエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業〕に係る生活環境影響調査業務  ・新ごみ処理施設整備〔マテリアルリサイクル推進施設整備事業及びエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業〕に係る測量調査業務	R1～R3  R1～R3  R1～R2  H30	計画支援事業について、すべて予定どおり行った。

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・新ごみ処理施設整備〔マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号1）及びエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号2）〕に係る土壌汚染状況調査における地歴調査等業務</li> <li>・新ごみ処理施設整備〔マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号1）及びエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号2）〕に係る土壌汚染状況分析調査業務</li> <li>・新ごみ処理施設整備〔マテリアルリサイクル推進施設整備事業及びエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業〕に係る施設整備事業者選定業務</li> <li>・既設ごみ焼却施設解体に係る調査・計画・設計業務</li> </ul>	R1  H30～R1  R2～R4  R1	
その他	(5) ア	廃家電等のリサイクルに関する普及啓発	宝塚市	家電リサイクル法、資源有効利用促進法に基づく家電・パソコン等リサイクルに関する普及啓発を継続・強化する。	H28～R4	ごみの出し方パンフレット及び市広報誌による啓発を行った。
	イ	不法投棄対策	宝塚市	(ア) 不法投棄未然防止協議会市北部地域で結成し、活動を進めており、今後も継続して充実を図り、兵庫県、警察、地域住民、本市等で清掃活動、	H28～R4	(ア) 新型コロナウイルス感染症の流行時期を除き、地域主体で市内の散乱ごみを一斉清掃する「宝塚を美しくする市民運動」の実施日に清掃活動し、あ

				<p>啓発等を協働で取り組んでいく。</p> <p>(イ) 監視カメラを設置等不法投棄の未然防止策として、監視カメラの設置や啓発看板を設置するとともに、市内巡回や通報対応を図る。また、郵便局との連携による情報収集及び通報体制の充実を図る。</p>		<p>わせて啓発活動を行った。</p> <p>(イ) 令和5年度には、設置希望があった箇所に1箇所に設置し、市内には計34か所設置となった。合わせて職員による巡回美化パトロールの実施及び啓発看板の設置を行った。</p>
	ウ	環境教育・普及啓発	宝塚市	<p>(ア) 施設見学 ごみ処理・リサイクルに関する知識と理解を深めるとともに、ごみの減量化・資源化の啓発を合わせたごみ処理施設の見学を実施している。今後も継続して、ごみ処理の現状を積極的に啓発し、減量・資源化に結びつくように体感できる機会を増やす。</p> <p>(イ) 啓発行事の実施 現在、下記啓発行事を実施しているが、今後も継続してごみ減量・資源化の重要性を理解し、積極的に参加してもらえる行事を行うよう努める。</p> <p>a 住民との協働施策 (a) 宝塚を美しくする市民運動 地域主体で市内の散乱ごみを一斉清掃する「宝塚を美しくする市民運動」を今後も継続して、5月と11月に実施する。</p> <p>(b) ごみのぼい捨て及び路上喫煙の防止 ごみのぼい捨てと喫煙に関するマナーやモラルの向上を目</p>	H28～R4	<p>施設見学については、継続して実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響及び、新ごみ処理施設の整備による現有地での建て替え工事につき、安全面を考慮し、実施を見合わせている。</p> <p>啓発行事については、宝塚を美しくする市民運動は継続して行っている。令和5年度は423団体59,135人が参加した。</p> <p>ごみのぼい捨て及び路上喫煙の防止については、啓発ポスター・看板による継続的な啓発を行った。</p> <p>その他の施策には、環境をテーマにした「宝塚市環境フォーラム」の開催や、市内小中学校から応募のあった環境啓発ポスター展、環境学習・研究の発表、環境に関する講演などを通じて、環境に関する啓発を行った。</p>

				<p>指し、安全、清潔かつ快適な生活環境を確保するため、平成27年7月「ごみのぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、駅前など人の往来が多い場所や、幹線道路など都市美化を推進する区域を巡回・指導や啓発活動しており、今後も継続して行う。また、啓発キャンペーンを市民等とともに実施する。</p> <p>b その他の施策  (a) 環境展  環境をテーマに事例発表やごみ減量・資源化ポスター展や環境美化などの普及啓発を促す「宝塚市環境フォーラム」を今後も継続して開催する。</p>		
	エ	きずな収集、粗大ごみの運び出しサービスの実施	宝塚市	<p>親族や身近な人たちによるごみ出しの協力が得られず、自分でごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な高齢の人や障害をお持ちの人でひとり暮らしの人を対象に、自宅前までごみの収集を行う「きずな収集」を今後も継続して実施する（希望者には、安否確認も併せて行う）。また、粗大ごみの排出が困難な場合は、室内から運び出す収集サービスを実施する。</p>	H28～R4	<p>令和5年度には、2,760世帯3,121人の収集を行った。また、市広報誌やごみ分別パンフレットにきずな収集に関する記事を掲載し、市民全体へ周知した。</p>

3 目標の達成状況に関する評価

1. ごみ処理及び生活排水処理の達成状況について

①ごみ処理

家庭系一般廃棄物については、啓発活動等の施策を実施したことと、社会情勢の関係で、総排出量及び一人当たりの排出量については目標を達成することができた。

ただし、事業系一般廃棄物及び再生資源化量、エネルギー回収量、最終処分量については、目標を達成することができなかった。

## ②生活排水処理

生活排水処理に関する各成果指標値は、目標数値には達してはいないものの、汚水衛生処理人口の構成比率増加、未水洗化人口の減少と一定の数値減効果が見られた。引き続き、生活排水整備事業を推進し、未処理人口減少に向けた事業を展開していく。

## 2. 各施策について

各施策の実施については、事業の継続を着実に図るとともに改善すべき事項を進めることで、ごみの減量・資源化を図ることができたと考えている。

特に、処理施設の整備に関しては、現有ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設、し尿処理施設等が供用開始からすでに30年以上が経過しており、経年的な施設の老朽化が進行する中で計画支援事業を策定するにあたっては、整備用地の周辺住民に対して丁寧に説明し、理解を深めることで現有地での建替え整備が図れ、新たな循環型社会形成に向けた施設の整備を進めることができたと考えている。新ごみ処理施設の整備については、現有地での建て替え、現有施設の稼働や処理機能を確保しながら、段階的に解体しつつ、新施設の建設を行うスクラップ&ビルド方式で計画し、契約を令和4年10月（整備期間：令和4年10月～令和14年9月）に行った。

10年間の工期のなかで、エネルギー回収型廃棄物処理施設やし尿処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、その他施設を整備し、既存施設については解体する。また、新施設が竣工するまでの間、ごみ処理を継続するために、令和5年度に仮設リサイクル処理場を整備した。

## (都道府県知事の所見)

- ・ごみ処理について、家庭系一般廃棄物の総排出量及び一人当たりの排出量については目標を達成している。
- ・事業系一般廃棄物の総排出量及び再生資源化量、エネルギー回収量、最終処分量については、目標を達成しておらず、今後改善の必要がある。
- ・生活排水処理について、各成果指標値は目標数値には達してはいないものの、未処理人口が減少していることから、生活排水処理の推進が図られていると考えられる。